

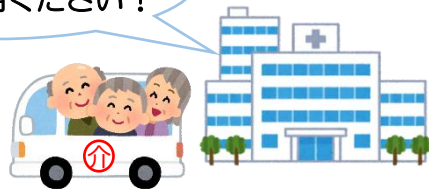
NEW!!

新しくなった！ 介護タクシー利用券の

(高齢者等移送支援サービス助成事業)

ご案内！

利用対象者に該当する方は是非ご利用ください！



<利用対象者>

・稲敷市に住所を有し、かつ車いす又はストレッチャーを使用しなければ外出が困難で下記に該当する方。

- ① 要介護認定者で歩行ができない方
- ② 身体障害者手帳に1級、2級又は3級と記載されている歩行のできない方



<利用方法>

登録申請

市役所 高齢福祉課へ申請
※代理の方でも申請できます。

利用券交付

月4枚×年度の3月までの月数
(最大48枚)

※郵送をご希望の場合には、
利用者本人宅へ郵送します。

介護タクシー利用

登録事業者をご確認の上、
ご利用ください。

利用券使用

お支払いの時に利用券
を運転手へ渡してください。

<介護タクシー利用券の利用、助成金額について>

- ・利用券は、**1回の乗車につき1枚使用**できます。なお、**自己負担額は下記一覧表の通り**です。
- ・**本人のみ**利用できます。(家族や他人への譲渡不可)

運賃(タクシー料金)	利用者の自己負担額
500円～1,000円以下	500円
1,001円～2,000円以下	1,000円
2,001円～3,000円以下	1,500円
3,001円～4,000円以下	2,000円
4,001円～5,000円以下	2,500円
5,001円～6,000円以下	3,000円
6,001円以上	運賃より3,000円を差し引いた額

助成額
UP!



※介護タクシー利用券には、券右側に  マークが入ります。

※汚損・紛失や利用券をすべて使用した場合は、**原則として再発行(追加発行)はできません。**

※介護タクシー利用券とタクシー券(地域交通利用券)の**両方を交付することはできません。**

※介護タクシー利用券は、**タクシー券(地域交通利用券)として利用することはできません。**

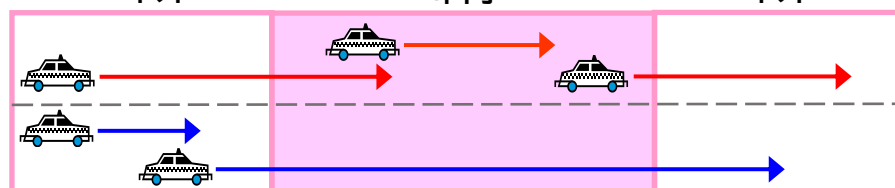
※介護タクシー利用券は、**高齢者等移送支援サービス事業の登録事業者でのみ使用できます。**

<利用できる区間> 乗降場所のいずれかが市内であること。

－市外－

－市内－

－市外－



 助成券利用
ができる

 助成券利用
ができない



※ 登録事業者については、稲敷市高齢福祉課にお問合せ下さい。

☎ 029-892-2000(代表)